（インターネットプロトコル移動電話端末特定情報の変更を防止する機能）

第三十二条の二十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末特定情報に関する次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報は、容易に書換えができないこと。

三　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

第六章　削除

第三十四条の二から第三十四条の七まで　削除

（特殊な端末設備）

第三十五条　電話用設備、無線呼出用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備のうち、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件によることが適当であるものについては、第四章から前章までの規定にかかわらず、その技術的条件によることができる。

（インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能）

第三十二条の二十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末固有情報（インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チヤネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。）に関する次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

三　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

第六章　総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

（基本的機能）

第三十四条の二　総合デジタル通信端末は、次の機能を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する場合はこの限りでない。

一　発信又は応答を行う場合にあつては、呼設定用メッセージを送出するものであること。

二　通信を終了する場合にあつては、呼切断用メッセージを送出するものであること。

（発信の機能）

第三十四条の三　総合デジタル通信端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定メッセージ送出終了後二分以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。

二　自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（緊急通報機能）

第三十四条の四　総合デジタル通信端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十四条の五　総合デジタル通信端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2　総合デジタル通信端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十四条の六　総合デジタル通信端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、総合デジタル通信用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

（特殊な総合デジタル通信端末）

第三十四条の七　総合デジタル通信端末のうち、第三十四条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（特殊な端末設備）

第三十五条　電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備のうち、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件によることが適当であるものについては、第四章から前章までの規定にかかわらず、その技術的条件によることができる。